

様

浜松市長 中野 祐介

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請された浜松市商店街等課題解決事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第7条の規定により次のとおり条件を付して補助します。

記

1 交付決定金額

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金							

2 条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更又は経費の変更（補助金額の20%以下の変更その他軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならない。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- (6) 補助事業を完了後、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実施報告書（第14号様式）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- (7) 補助事業の運営・経理の状況を審査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (8) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一

部に相当する金額を市に納付しなければならない。

(10) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

(11) 規則第17条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする。